（指示）

第五十八条の十二　主務大臣は、購入業者が第五十八条の五から前条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その購入業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一　訪問購入に係る売買契約に基づく債務又は訪問購入に係る売買契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

二　訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該売買契約に関する事項であつて、顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（第五十八条の十第一項第一号から第六号までに掲げるものを除く。）につき、故意に事実を告げないこと。

三　前二号に掲げるもののほか、訪問購入に関する行為であつて、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの

（業務の停止等）

第五十八条の十三　主務大臣は、購入業者が第五十八条の五から第五十八条の十一の二までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は購入業者が同条の規定による指示に従わないときは、その購入業者に対し、一年以内の期間を限り、訪問購入に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2　主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（訪問購入における契約の申込みの撤回等）

第五十八条の十四　購入業者が営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は購入業者が営業所等以外の場所において物品につき売買契約を締結した場合（営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結した場合を除く。）におけるその売買契約の相手方（以下この条及び次条において「申込者等」という。）は、書面によりその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等が第五十八条の八の書面を受領した日（その日前に第五十八条の七の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過した場合（申込者等が、購入業者が第五十八条の十第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は購入業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該購入業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合）においては、この限りでない。

2　申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。

3　申込者等である売買契約の相手方は、第一項の規定による売買契約の解除をもつて、第三者に対抗することができる。ただし、第三者が善意であり、かつ、過失がないときは、この限りでない。

4　申込みの撤回等があつた場合においては、購入業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

5　申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る代金の支払が既にされているときは、その代金の返還に要する費用及びその利息は、購入業者の負担とする。

6　前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

（物品の引渡しの拒絶）

第五十八条の十五　申込者等である売買契約の相手方は、前条第一項ただし書に規定する場合を除き、引渡しの期日の定めがあるときにおいても、購入業者及びその承継人に対し、訪問購入に係る物品の引渡しを拒むことができる。

（訪問購入における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第五十八条の十六　購入業者は、第五十八条の八第一項各号のいずれかに該当する売買契約の締結をした場合において、その売買契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払をその売買契約の相手方に対して請求することができない。

一　当該売買契約の解除が当該売買契約についての代金の支払後である場合　当該代金に相当する額及びその利息

二　当該売買契約の解除が当該売買契約についての代金の支払前である場合　契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

2　購入業者は、第五十八条の八第一項各号のいずれかに該当する売買契約の締結をした場合において、その売買契約についての物品の引渡しの義務が履行されない場合（売買契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払をその売買契約の相手方に対して請求することができない。

一　履行期限後に当該物品が引き渡された場合　当該物品の通常の使用料の額（当該物品の購入価格に相当する額から当該物品の引渡しの時における価額を控除した額が通常の使用料の額を超えるときは、その額）

二　当該物品が引き渡されない場合　当該物品の購入価格に相当する額

（適用除外）

第五十八条の十七　この章の規定は、次の訪問購入については、適用しない。

一　売買契約で、第五十八条の四に規定する売買契約の申込みをした者が営業のために若しくは営業として締結するもの又はその売買契約の相手方が営業のために若しくは営業として締結するものに係る訪問購入

二　本邦外に在る者に対する訪問購入

三　国又は地方公共団体が行う訪問購入

四　次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う訪問購入（その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う訪問購入を含む。）

イ　特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会

ロ　国家公務員法第百八条の二又は地方公務員法第五十二条の団体

ハ　労働組合

五　事業者がその従業者に対して行う訪問購入

2　第五十八条の六第一項及び第五十八条の七から前条までの規定は、次の訪問購入については、適用しない。

一　その住居において売買契約の申込みをし又は売買契約を締結することを請求した者に対して行う訪問購入

二　購入業者がその営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受け又は売買契約を締結することが通例であり、かつ、通常売買契約の相手方の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する訪問購入

第六十四条第一項中「又は第四十八条第二項」を「、第四十八条第二項、第五十八条の四又は第五十八条の十七第二項第二号」に改める。

第六十六条第一項中「若しくは業務提供誘引販売業を行う者若しくは購入業者」に改める。

第六十七条第一項第一号中「並びに商品に係る業務提供誘引販売業を行う者」を「、商品に係る業務提供誘引販売業を行う者に関する事項並びに物品に係る購入業者」に、「及び当該商品」を「並びに当該商品及び物品」に改め、同項第五号中「商品」を「販売に係る商品及び購入に係る物品」に、「及び」を「並びに」に改め、同項第六号中「当該商品」の下に「若しくは物品」を加える。

第七十条中「又は第五十二条第一項若しくは第二項」を「、第五十二条第一項若しくは第二項又は第五十八条の十」に改める。